

# 避難等に伴う「精神的損害」に係る賠償に関する 緊急要望書

令和4年4月19日

## 福島県原子力損害対策協議会

会長	福島県知事	内堀雅雄
副会長	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	
	会長	菅野孝志
副会長	福島県商工会連合会	会長 轡田倉治
副会長	福島県市長会	会長 相馬市長 立谷秀清
副会長	福島県町村会	会長 広野町長 遠藤智

## 避難等に伴う「精神的損害」に係る賠償に関する緊急要望

福島復興・再生には原子力発電所事故による損害が最後まで確実に賠償されることが不可欠であることから、これまで幾度にもわたり、国及び東京電力に対し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償が確実に迅速になされるよう強く求めてきたところである。

前例のない原子力発電所事故により、福島県民に広範かつ長期に及ぶ損害が生じている中、これまでに、多くの被害者への迅速かつ公平な賠償を実現するため、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「指針」等を基に賠償の枠組みが一つ一つ構築され、賠償請求手続が進められてきた。

こうした中、住民の方々が慰謝料等を求めた集団訴訟において、東京電力に対し、「指針」を上回る賠償を命じた複数の控訴審判決が、最高裁判所の決定により今年3月に確定したところである。

国においては、こうした事実を踏まえ、住民や地域、市町村に混乱を生じさせることがないように、「指針」の検証を速やかに行った上で適切に対応することはもとより、損害がある限りは賠償を行うという考え方の下、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、改めて、東京電力を指導するよう求めるものである。

よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と、次の事項について早急な対応を強く要望する。

## 1 原子力損害賠償紛争審査会における適切な対応

- (1) 住民の方々が慰謝料等を求めた集団訴訟において、最高裁判所の決定により複数の控訴審判決が確定したことを受けて、早急に原子力損害賠償紛争審査会を開催し、確定した判決の内容について、「指針」における基準や東京電力がこれまでに行ってきた賠償との比較等も含めた具体的な分析を行うこと。
- (2) 多くの被害者に共通する損害については、類型化による「指針」への反映によって迅速、公平かつ適正に賠償がなされるべきとの考えの下、審査会において、当県の現状や判決の具体的な分析を踏まえた上で、混乱や不公平を生じさせないよう「指針」の見直しを含め適切に対応すること。

## 2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償

- (1) 確定した判決の内容を踏まえ、東京電力に対し、改めて、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応するよう指導すること。
- (2) 東京電力においても、原子力災害の原因者としての自覚を持って、確定した判決の内容を精査し、同様の損害を受けている被害者に対しては、直接請求によって公平な賠償を確実にかつ迅速に行わせること。  
また、個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応させること。

### 3 消滅時効への対応

全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するなど、消滅時効について適切に対応すること。